平成２１年（フ）第９１８号
北九州市門司区栄町10番12―412号
債務者　林　美和子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９３４号
北九州市八幡西区春日台２丁目11番７―506号
債務者　副田　寿一
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９３７号
福岡県遠賀郡水巻町吉田東１丁目６番７号　菊栄荘２階201号
債務者　竹崎フサ子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９３８号
福岡県中間市中間３丁目27番27号
債務者　宮本　優子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９５０号
北九州市門司区白野江２丁目15番３―108号
債務者　清水　隆司
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９６９号
北九州市小倉南区中曽根４丁目21番５号
債務者　河野　友好
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９８６号
北九州市小倉南区沼緑町３丁目19番５号
債務者　尾方　美貴
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９８７号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目１番19―502号
債務者　小笠原恵美子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９８８号
北九州市小倉北区赤坂３丁目４番10―203号
債務者　北原百合江
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１５６号
福島県郡山市片平町字大山南２番地の22
債務者　原　　博昭
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
福島県郡山市芳賀１丁目４番12号　佐藤コーポ201号
債務者　岸本友里香
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
福島県本宮市本宮字坊屋敷４番地４
債務者　遠藤　正昭
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
福島県郡山市朝日３丁目３番２号
債務者　佐々木まゆみ
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
福島県郡山市田村町下道渡字総ノ内53番地
債務者　折笠　幸雄
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
福島県郡山市田村町下道渡字総ノ内53番地
債務者　折笠　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
福島県郡山市菜根３丁目19番14号　水野荘３号
債務者　山口　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
福島県須賀川市向陽町995番地
債務者　藤井ルミ子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
福島県須賀川市小作田字山ノ坊31番地　市営83号
債務者　佐藤　義友
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係